

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年8月24日

| | |
|---------|-------|
| 香川県監査委員 | 平木 享 |
| 同 | 水本 勝規 |
| 同 | 鍋嶋 明人 |
| 同 | 野田 峻司 |

1 監査対象部局 労働委員会事務局

2 監査対象年度 平成18年度

3 監査の概要

| | |
|--------|-------|
| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|--------|-------|

| | |
|----------|------------|
| 労働委員会事務局 | 平成19年7月20日 |
|----------|------------|

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。